

新旧対照表

安曇野市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成17年安曇野市教育委員会告示第15号）の一部改正

改正後	改正前
<p>安曇野市特別支援教育就学奨励費支給要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市立の小学校又は中学校に就学する児童若しくは生徒のうち、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者等（子女に対して親権を行う者及び親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。）又は市立の小学校若しくは中学校の特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を予算の範囲内で支給することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象経費)</p> <p>第2条 支給対象経費の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費</p> <p>(2) 通学に要する交通費 児童又は生徒が経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費</p> <p>(3) 職場実習に要する交通費 教育課程に従い校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が職場実習に参加する場合の交通費</p> <p>(4) 修学旅行費 児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行損害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金の額</p> <p>(5) 校外活動費 児童又は生徒が学校行事として校外活動（修学旅行を除く。）に参加するに要する経費のうち直接必要な交通費及び見学料</p> <p>(6) 学用品購入費 児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費</p> <p><b>(7) 通学用品購入費 児童又は生徒（新たに入学する児童又は生徒を除く。）が、通学のため通常必要とする通学用品の購入費</b></p> <p><b>(8) 新入学児童生徒学用品購入費</b> 小学校又は中学校に、新たに入学する児童若しくは生徒が通常必要とする<b>学用品</b>の購入費</p>	<p>安曇野市特別支援教育就学奨励費支給要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<b>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨を更に推進するため</b>市立の小学校及び中学校の特別支援学級に<b>就学する児童又は</b>生徒の保護者等（子女に対して親権を行う者及び親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。）<b>に対し、同法第2条第1項の規定により市が支弁する経費以外の経費に対する</b>特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を予算の範囲内で支給することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象経費)</p> <p>第2条 支給対象経費の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費</p> <p>(2) 通学に要する交通費 児童又は生徒が経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費</p> <p>(3) 職場実習に要する交通費 教育課程に従い校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が職場実習に参加する場合の交通費</p> <p>(4) 修学旅行費 児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行損害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金の額</p> <p>(5) 校外活動費 児童又は生徒が学校行事として校外活動（修学旅行を除く。）に参加するに要する経費のうち直接必要な交通費及び見学料</p> <p>(6) 学用品購入費 児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費</p> <p><b>(7) 新入学児童生徒学用品購入費</b> 小学校又は中学校に、新たに入学する児童若しくは生徒が通常必要とする<b>学用品等</b>の購入費</p> <p><b>(8) 通学用品購入費 児童又は生徒（新たに入学する児童又は生徒を除く。）</b></p>

改正後	改正前
<p><b>(9) 新入学児童生徒通学用品購入費</b> 小学校又は中学校に、新たに入学する児童若しくは生徒が通常必要とする通学用品の購入費 (支給額)</p> <p>第3条 就学奨励費の支給額は、前条に定める経費について保護者等の属する世帯の特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に規定する収入額（以下「収入額」という。）と同条に規定する需要額（以下「需要額」という。）の割合に応じ、次の区分のとおりとする。ただし、毎年度別に定める額を超えて支給することはできない。</p> <p>(1) 収入額が需要額の2.5倍未満の場合 前条に定める当該各経費の半額。ただし、通学に要する交通費、職場実習に要する交通費、<b>新入学児童生徒学用品費及び新入学児童生徒通学用品費</b>は全額（職場実習交通費以外については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）第2条の規定により要保護者と認定され、就学に係る経費を支給されている児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者等を除く。）</p> <p>(2) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合 通学に要する交通費及び職場実習に要する交通費の全額 (権限委任)</p> <p>第4条 保護者等は、就学奨励費の受領等に関する権限を児童等の就学する学校長に書面で委任することができるものとする。 (支給期間)</p> <p>第5条 就学奨励費の支給期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。 (支給方法)</p> <p>第6条 就学奨励費は、前期及び後期に分けて保護者等に直接又は児童等の就学する学校長を経由して支給するものとする。ただし、中途認定者に対する支給についてはその都度行うものとする。</p> <p>2 学校長は、前項に規定する支給を受けたときは、速やかに保護者等に就学奨励費を支給しなければならない。ただし、保護者等に支給するため特別の経費を必要とする場合又は保護者等が支給される金銭を紛失、浪費若しくは目的外に使用のおそれがある場合は、現物をもって支給することができる。 (その他)</p>	<p><b>が、通学のため通常必要とする通学用品の購入費</b></p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 就学奨励費の支給額は、前条に定める経費について保護者等の属する世帯の特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に規定する収入額（以下「収入額」という。）と同条に規定する需要額（以下「需要額」という。）の割合に応じ、次の区分のとおりとする。ただし、毎年度別に定める額を超えて支給することはできない。</p> <p>(1) 収入額が需要額の2.5倍未満の場合 前条に定める当該各経費の半額。ただし、通学に要する交通費、職場実習に要する交通費<b>及び新入学児童生徒学用品費</b>は全額（職場実習交通費以外については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）第2条の規定により要保護者と認定され、就学に係る経費を支給されている児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者等を除く。）</p> <p>(2) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合 通学に要する交通費及び職場実習に要する交通費の全額 (権限委任)</p> <p>第4条 保護者等は、就学奨励費の受領等に関する権限を児童等の就学する学校長に書面で委任することができるものとする。 (支給期間)</p> <p>第5条 就学奨励費の支給期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。 (支給方法)</p> <p>第6条 就学奨励費は、前期及び後期に分けて保護者等に直接又は児童等の就学する学校長を経由して支給するものとする。ただし、中途認定者に対する支給についてはその都度行うものとする。</p> <p>2 学校長は、前項に規定する支給を受けたときは、速やかに保護者等に就学奨励費を支給しなければならない。ただし、保護者等に支給するため特別の経費を必要とする場合又は保護者等が支給される金銭を紛失、浪費若しくは目的外に使用のおそれがある場合は、現物をもって支給することができる。 (その他)</p>

改正後	改正前
<p>第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。 (適用)</p> <p>2 この告示は、平成18年度の事業から適用し、平成17年度の事業については、豊科町特殊教育就学奨励費支給要綱（平成4年豊科町教育委員会告示2号）、穂高町特殊教育就学奨励費支給要綱（平成4年穂高町教育委員会告示2号）又は明科町特殊教育就学奨励費支給要綱（平成16年明科町教育委員会要綱第2号）（以下「合併前の告示」という。）の例による。 (経過措置)</p> <p>3 合併前の告示の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。 附 則（平成18年10月25日教委告示第19号） この告示は、平成18年度の就学奨励費の支給から適用する。 附 則（平成19年3月23日教委告示第3号） この告示は、平成19年4月1日から施行する。 附 則（平成21年3月25日教委告示第4号） この告示は、平成21年4月1日から施行する。 附 則（平成24年8月30日教委告示第6号） この告示は、平成24年9月1日から施行する。</p>	<p>第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。 (適用)</p> <p>2 この告示は、平成18年度の事業から適用し、平成17年度の事業については、豊科町特殊教育就学奨励費支給要綱（平成4年豊科町教育委員会告示2号）、穂高町特殊教育就学奨励費支給要綱（平成4年穂高町教育委員会告示2号）又は明科町特殊教育就学奨励費支給要綱（平成16年明科町教育委員会要綱第2号）（以下「合併前の告示」という。）の例による。 (経過措置)</p> <p>3 合併前の告示の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。 附 則（平成18年10月25日教委告示第19号） この告示は、平成18年度の就学奨励費の支給から適用する。 附 則（平成19年3月23日教委告示第3号） この告示は、平成19年4月1日から施行する。 附 則（平成21年3月25日教委告示第4号） この告示は、平成21年4月1日から施行する。 附 則（平成24年8月30日教委告示第6号） この告示は、平成24年9月1日から施行する。</p>